

定期積金

(2022年5月1日現在)

1. 商品名	定期積金
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 契約期間	6ヵ月、12ヵ月、24ヵ月、36ヵ月、48ヵ月、60ヵ月
4. 受入方法等 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	契約期間内で掛金を分割預入 1回当たり1,000円以上 1,000円単位
5. 支払方法	満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	当初契約時の店頭表示金利を満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 計算単位を1年として契約期間における掛金残高積数に適用金利を乗じて計算します。 利息に相当する給付補填金には個人の方は20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）、法人の方は総合課税（非課税法人の場合は非課税）が適用されます。 店頭またはホームページ上でご確認ください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による受入ができます。
9. 中途解約時の取扱い	以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が12か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が12か月以上の場合 約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。)
10. その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、遅延期間に相当する期間、満期日を繰り延べます。または遅延期間相当分の遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息（給付補填金）は解約日における普通預金金利により計算します。 ・契約時に決定した毎月の振替日・預入金額を契約途中で変更することはできません。
11. 預金保険等	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。（預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。）
12. 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109 または 03-5252-3772